

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定により下記のとおり歳入の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年5月1日

上越市長 中川 幹 太

記

1 委託事務の内容

小林古径記念美術館入館券・作品関連物品販売に伴う徴収事務

2 委託先

名 称：株式会社 上越シビックサービス

住所又は事務所の所在地：上越市木田1丁目7番13号

サンパレス木田105号

3 第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和6年4月1日

4 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日